

○財政事情説明書の閲覧の請求及びその方法についての規則

平成7年11月1日

規則第27号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定による文書(以下「財政事情説明書」という。)の閲覧の請求及びその方法について別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(閲覧の場所及び時間)

第2条 財政事情説明書の閲覧は、総務企画課総務係において一般執務時間中にこれをしなければならない。

(閲覧の手続)

第3条 財政事情説明書を閲覧しようとする者は、財政事情説明書閲覧者受付簿(別記様式)に所定の事項を記入しなければならない。

(閲覧に関する行為の制限)

第4条 閲覧人は、指示された場所で閲覧し、これを持出し又は破損若しくは加筆等の行為をしてはならない。

(閲覧の中止又は禁止)

第5条 この規則に違反し、又は職員の指示に従わない者に対しては、閲覧を中止又はこれを禁止することがある。

(財政事情説明書の保存)

第6条 閲覧期間経過後の財政事情説明書はこれを破棄することなく住民の参考に供し得るように編てつし総務企画課総務係に保存しなければならない。

附 則

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

財政事情説明書閲覧者受付簿

[illegible]